

指定短期入所生活介護プラザマム重要事項説明書

当施設は介護保険の認定を受けています。
(茨城県指定 第 0880300025 号)

当施設はご契約者様に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスのご利用は可能です。

1 事業者

- (1) 法人名 株式会社プラザマム
- (2) 法人所在地 茨城県土浦市板谷 7-626-11
- (3) 電話番号 029-830-2206
- (4) 代表者名 代表取締役 木村 俊男

2 ご利用施設

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
茨城県 0880300025 号
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者様（ご利用者様）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、そのために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、快適で充実した短期入所生活サービスを提供致します。
- (3) 施設の名称 短期入所生活介護事業所プラザマム
- (4) 施設の所在地 茨城県土浦市板谷 7-626-11
- (5) 電話番号 029-830-2206
- (6) 管理者氏名 木村 俊男
- (7) 当施設の運営方針 ご利用者様が有する能力に応じ可能な限り自立した生活ができるよう援助していく。
- (8) 開設年月 平成 26 年 2 月 20 日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	月 ～ 日（年末年始を除く）
受付時間	月 ～ 土 9 時 ～ 17 時

(10) 入所定員 10 名

(11) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1 人部屋）	10 室	
食 堂	2 室	
機能訓練室	2 室	4 種 類
浴 室	3 室	個浴・大浴場・一般浴
医務室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期生活介護事業所に必要が義務づけられている施設・設備です。

(12) 職員の配置状況

当事業所ではご契約者様に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
1 管理者	1 名以上	1 名
2 介護職員	4 名以上	4 名
3 生活相談員	1 名以上	1 名
4 機能訓練指導員	1 名以上	1 名

※ 常勤換算：職員それぞれの週当たり勤務時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(13) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝： 7:00 ～ 16:00 1 名
	朝： 8:00 ～ 17:00 1 名
	夕： 16:00 ～ 22:00 1 名
	夜間： 21:00 ～ 8:00 1 名

3 当施設が提供するサービス料金

当施設が提供するサービスについて、(1)利用料金が介護保険から給付される

場合、(2)利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約者第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割、8割または7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・ 当施設では、栄養士の献立表により栄養並びにご契約者様の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食	8:00 ～
昼食	12:20 ～
夕食	17:30 ～

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 通所の時は、入浴または清拭をしてからお帰りいただきます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者様の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員によりご契約者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施致します。

⑤ その他の自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配置致します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮致します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な静養が行われるように援助致します。

※ ご契約者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた場合、自己負担額を除く金額も介護保険から戻されます（償還払い）。また居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者様が補完給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付致します。

※ ご契約者様に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された金額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者様のご負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者様に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金表

	料金（1食あたり）
朝食	450円
昼食（含むおやつ）	700円
夕食	700円

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活上の備品購入代金等ご契約者様の日常生活に要する費用で
ご契約者様にご負担いただく事が適当であるものにかかる費用をご負担
いただきます。

(3)ご利用の中止、変更、追加

- ご利用予定期間の間に、ご契約者様の都合により、短期入所生活介護サービスのご利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者にお申し出下さい。
- ご利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になってご利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者様の体調不良等正当な理由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10%～30% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者様のご希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者様にご掲示して協議致します。
- ご契約者様がサービスをご利用されている期間中でも、ご利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

4 虐待防止・身体拘束の適正化・BCP（業務継続計画）への取り組み

当事業所では、適切な運営を確保するため以下の措置を講じています。

- 高齢者虐待防止の措置：虐待防止委員会を定期的に開催し、職員へ定期的な研修、指針の整備を行っています。
- 身体拘束等の適正化：原則として身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。適正化のための指針を整備し、職員へ周知徹底しています。
- 業務継続計画（BCP）の策定：感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを継続するため、業務継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修・訓練を実施しています。

5 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情相談受付窓口 (担当者)
生活相談員 _____

(2) 行政機関その他苦情受付機関

地方広域事務組合	所在地	茨城県かすみがうら市上佐谷 31-1
	電話番号	0299-59-0505
国民健康保険団体連合会	所在地	茨城県水戸市笠原町 978 番 26
	電話番号	029-300-1567
茨城県社会福祉協議会	所在地	茨城県水戸市千波町 1918

	電話番号 029-241-1133
--	-------------------

6 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		